

川崎市岡本太郎美術館 会計年度任用職員（学芸補助業務）
募集要項

1 概要

市民文化局川崎市岡本太郎美術館で、岡本太郎や関連作家に関する収蔵作品や資料整理などに従事する会計年度任用職員（学芸補助業務）を募集します。

2 詳細

○勤務場所

川崎市岡本太郎美術館
214-0032 川崎市多摩区柘形 7-1-5（生田緑地内）
小田急線向ヶ丘遊園駅南口から徒歩 17 分

○勤務場所変更の範囲

変更なし

○業務内容

主として岡本太郎や関連作家に関する収蔵作品や資料整理などの学芸補助業務

○テレワーク勤務の有無

原則なし

○任用期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

○勤務日

火曜から金曜のうち週 3 日

○勤務時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（うち休憩時間 60 分）

○所定外労働の有無

所定外労働は原則ありません。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合においては、所定外労働があります。

○休日

原則、勤務日以外の日ですが勤務日以外の日に勤務する可能性もあります。

○給与等

時給 1,453 円（予定）※地域手当を含みます。

原則当月分を翌月 21 日に支払

通勤費相当額 1 日 6,818 円を上限とした認定額（自宅から職場まで 2km 未満不支給）

時間外勤務手当 所定の勤務時間を超えて勤務した場合、当月超過勤務分を翌月 21 日に支払

○健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用の有無

健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険の適用はありません。

労働者災害補償保険の適用があります。

○応募要件

- ・ Word・Excel の操作が行えること。
- ・ Illustrator・Photoshop の経験があれば望ましい。
- ・ 学芸員資格を有する方、または取得に向けて学習中の方が望ましい。
- ・ 地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 本市以外の法人でのアルバイト等（兼業）は原則禁止していませんが、本市と兼業先との 1 週間の勤務（労働）時間の合計が 38 時間 45 分を超える任用は行いません。また、川崎市役所内部の兼業も原則不可です。

○募集人員

1 名

○選考方法

履歴書による書類選考及び面接選考

書類選考 書類選考合格者にもみ、令和 8 年 7 月 12 日（日）15 時までに電話にてお知らせします。

面接選考 令和 8 年 7 月 14 日（火）PM

面接選考の結果については、郵送により通知します。なお、最終合格者にもみ、電話でもお知らせします。

○応募方法

- ・ 応募締切日：令和 8 年 7 月 10 日（金）【17 時必着】
- ・ 封筒に「会計年度任用職員応募」と朱書きし、郵送にて応募書類（任意の履歴書（職歴がある場合は、職務内容が分かるように履歴書に記載するか、別紙により作成）を下記「送付先」の住所まで送付してください。なお、ファックス及びメールでの申込みは不可です。
- ・ 履歴書に、日中に連絡が可能な電話番号を必ず記入してください。
- ・ 応募書類は返却いたしません。募集者の責任において破棄しますので、予め御了承ください。
- ・ 記載されている個人情報、本任用以外の目的に使用することはありません。

【送付先】：〒214-0032 川崎市多摩区枡形 7-1-5
川崎市岡本太郎美術館 職員採用担当

○募集期間

令和 8 年 6 月 26 日（金）から令和 8 年 7 月 10 日（金）まで【最終日 17 時必着】

【問い合わせ先】

川崎市岡本太郎美術館 職員採用担当

〒214-0032 川崎市多摩区枡形 7-1-5

電話：044-900-9898

メールアドレス：25okamoto@city.kawasaki.jp